防経装第１０３４３号
１９．１０．１８
一部改正　防経会第９１１０号
２１．　７．２９
一部改正　防経装第１０３９５号
２２．８．１８
一部改正　防経装第９８５５号
２４．７．２４
一部改正　防経装第１３１６３号
２５．９．３０
一部改正　防経装第１１１８９号
２７．７．１３
一部改正　防官文（事）第１８号
２７．１０．１
一部改正　防装庁（事）第５６号
令和３年３月２９日

大臣官房長
各局長
各防衛参事官
技術監　殿
各幕僚長
技術研究本部長
装備施設本部長

事務次官

総合取得改革推進プロジェクトチームの設置について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

別紙

# 総合取得改革推進プロジェクトチーム設置要綱

第１　設置

防衛省における総合取得改革の検討促進を図るため、防衛省に総合取得改革推進プロジェクトチームを置く。

第２　総合取得改革推進プロジェクトチームの構成

１　総合取得改革推進プロジェクトチームの構成は、次のとおりとする。

（１）チ　ー　ム　長　防衛副大臣
（２）チーム長代理　防衛大臣政務官
（３）副チーム長　事務次官
（４）チ　ー　ム　員　大臣官房長
防衛政策局長
整備計画局長
統合幕僚長
陸上幕僚長
海上幕僚長
航空幕僚長
防衛装備庁長官
防衛装備庁防衛技監

２　チーム長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者をチーム員に指名することができる。

第３　総合取得改革推進委員会との連携

総合取得改革推進プロジェクトチームは、総合取得改革推進委員会と相互に密接に連携するものとし、同委員会の総合調整部会、装備政策部会、プロジェクト管理部会、技術戦略部会、調達管理部会及び調達事業部会は、チーム長の求めに応じ、必要な協力を行うものとする。

第４　防衛生産・技術基盤戦略点検部会

１　国内の防衛生産・技術基盤の現状を分析し、防衛生産・技術基盤の内容を点検し、必要に応じて総合取得改革推進プロジェクトチームに対し、防衛生産・技術基盤戦略の改定を提言するため同プロジェクトチームに防衛生産・技術基盤戦略点検部会（以下「部会」という。）を置く。

２　部会の構成等

（１）部会の構成は、次のとおりとする。

ア　部会長　防衛装備庁長官官房審議官

イ　部会員　防衛政策局長の指名する防衛政策局次長
整備計画局の所掌に属する事項を総括整理する審議官
統合幕僚監部防衛計画部長
統合幕僚監部首席後方補給官
陸上幕僚監部防衛部長
陸上幕僚監部装備計画部長
海上幕僚監部防衛部長
海上幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部防衛部長
航空幕僚監部装備計画部長
航空幕僚監部科学技術官
防衛装備庁装備政策部長
防衛装備庁プロジェクト管理部長
防衛装備庁技術戦略部長
防衛装備庁調達管理部長
防衛装備庁調達事業部長

（２）部会長は、必要があると認めるときは、前号に掲げるもの以外の者を部会員に指名することができる。

（３）部会に部会長代理一人を置く。

（４）部会長代理は、部会員のうちから、部会長が指名する。

（５）部会長代理は、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　部会の運営は、次のとおりとする。

（１）部会は、部会長が招集する。

（２）部会長は、部会の討議を整理し、チーム長に報告する。

４　部会長は、必要があると認めるときは、部会に作業部会を附置し、防衛生産・技術基盤戦略の案の作成のために必要な作業を行わせることができる。この場合においては、作業部会の運営、構成等は、部会長が定める。

第５　研究開発ビジョン策定部会

１　防衛生産・技術基盤戦略（平成２６年６月１９日総合取得改革推進委員会決定）で示された研究開発ビジョンの策定を行うため、総合取得改革推進プロジェクトチームに研究開発ビジョン策定部会（以下「ビジョン策定部会」という。）を置く。

２　ビジョン策定部会の構成等

（１）ビジョン策定部会の構成は、次のとおりとする。
　ア　部会長　防衛装備庁防衛技監
　イ　部会員　防衛政策局長の指名する防衛政策局次長
　　整備計画局の所掌に属する事項を総括整理する審議官
　　統合幕僚監部防衛計画部長
　　陸上幕僚監部防衛部長
　　海上幕僚監部防衛部長
　　航空幕僚監部防衛部長
　　航空幕僚監部科学技術官
　　防衛装備庁プロジェクト管理部長
　　防衛装備庁技術戦略部長
（２）部会長は、必要があると認めるときは、前号イに掲げる者以外の者を部会員に指名することができる。
（３）部会に部会長代理一人を置く。
（４）部会長代理は、部会員のうちから、部会長が指名する。
（５）部会長代理は、部会長が不在の場合は、その職務を代理する。
３　部会長は、ビジョン策定部会を招集する。
４　部会長は、必要があると認めるときは、ビジョン策定部会に作業部会を附置し、研究開発ビジョンの策定又は策定された研究開発ビジョンの見直しのために必要な作業を行わせることができる。この場合においては、作業部会の運営、構成等は、部会長が定める。
５　部会長は、研究開発ビジョンを策定し、又は変更したときは、これを総合取得改革推進プロジェクトチームに報告するものとする。

第６　関係部局の協力
１　チーム長及び部会長は、必要があると認めるときは、関係部局等に対し、関係者の出席及び資料の提出を求めることができる。
２　前項の要求があった場合、関係部局等は、これに応じ、協力するものとする

第７　庶務
　総合取得改革推進プロジェクトチーム及び部会の庶務は、防衛装備庁装備政策部装備政策課において、ビジョン策定部会の庶務は防衛装備庁技術戦略部技術計画官において、処理する。

第８　委任規定
　この要綱に定めるもののほか、総合取得改革推進プロジェクトチームの運営に関し必要な事項はチーム長が、部会の運営に関し必要な事項は部会長がそれぞれ定める。